

第16回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日時）

令和5年1月20日（金）10:00～10:59

（場所）

松山センタービル1号館 4階 第2会議室

（出席者）

委員：東淵会長、今村委員、河野委員（50音順） 計3名
（欠席者：桐木委員、倉澤委員）

事務局：大野事務局長、渡部事務局次長、横山事業課長、石川総務企画係長、
細谷資格管理係長、竹内医療給付係長、中本保健事業係長、
長住主事、吉見主事

計9名

（傍聴者）

なし

（署名委員）

東淵会長、河野委員

（議題）

（1）特定個人情報保護評価書の点検について

《資料1から6に基づき事務局説明》

特定個人情報保護評価書について、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）のクラウド化等に伴い、記載内容を修正することから、概要と主な修正箇所について事務局から説明を行った。

また、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審査会の意見を聴くため、広域連合長から諮問を行った。

《質疑・意見》

- ・クラウド移行作業時における電子記録媒体の適切に管理された保管場所とはどのような場所を想定しているのか。

クラウド移行作業は、愛媛県後期高齢者医療広域連合が委託した事業者が行うことから、委託契約の仕様書に適切に管理された鍵で施錠可能な場所に電子記録媒体を保管するよう記載し、それに従い保管体制を整えていく。

- ・過去にデータ移行を行った際には、どのようにデータを保管していたのか。
これまでに行ったデータ移行の際にも、適切に管理された鍵で施錠可能な場所に電子記録媒体を保管し取り扱っていたと思われる。
- ・医療機関のシステムもクラウド化が進んでいる中、セキュリティをランサムウェア等に突破される事例がある。
今回のクラウドサービスを提供する事業者は、国民健康保険中央会が調達するため、国が定めるセキュリティ対策等の基準を満たした事業者が選定されている。
- ・特定個人情報保護評価書の適合性と妥当性について、わかりやすく説明するとどのようなことなのか。
適合性とは評価再実施の手続きが適正に行われているか、妥当性については想定されるリスクを把握し対策が出来ているかの観点で審議していただきたい。
- ・データ移行作業時に定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視すると記載されているが具体的にどのようなことを行うのか。
愛媛県後期高齢者医療広域連合が委託事業者に対して監視を行うものであり、システムの操作履歴等をログとして保管し、最終的には人の目にはなると思われるが、不正な履歴が無いかを国の指標に基づき、定期的に確認していく。

《協議結果》

諮問された内容は、適合性、妥当性ともに基準を満たしており適正である旨を審議会として、答申書にて回答する。

(2) 個人情報保護取扱事務開始届の報告について

《資料8に基づき事務局説明》

新たな個人情報取扱事務（配慮措置に係る高額療養費支給口座事前登録業務）が生じるため、個人情報保護条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務の届出を行い、同条第4項の規定により、その届出について審査会に報告を行った。

《質疑・応答》

- ・資料8に記載されている送付件数に対して登録件数が少ないが、今回、口座情報が事前登録されなかった方へはどのような対応を行うのか。
今回、口座情報が事前登録されなかった方については、高額療養費の支給対象になった際に改めて申請勧奨の通知を行うため、それに応じて申請していただくことになる。
- ・高額療養費支給口座事前登録について、どの程度の問い合わせがあったのか。
民間に委託しているコールセンターへの問い合わせが、開設期間の2カ月で1,200件程度あった。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合にも「今回の勧奨通知で絶対に口座を事前登録しなければならないのか」、「本当に愛媛県後期高齢者医療広域連合が委託した事業者が勧奨通知を送付しているのか」といった多くの問い合わせがあった。

・単身かつ療養等でご自宅に住まれていない方も増えてきていると思われるが、そのような方へ情報を届ける方法を検討する必要があると思われる。

単身世帯で長期不在の方については、申出により事前に送付先を設定することで、住民票の住所が自宅のままでも、親族等に通知が届くような対応を行っている。

(3) 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

《資料9に基づき事務局説明》

令和5年4月1日から施行予定の「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」について、法改正と条例改正に伴う主な変更点等について、審査会に説明を行った。

《質疑・応答》

・「個人情報」の定義について、新条例・新法律では生存する個人とされているが、現行条例では亡くなった方の情報も該当するようにも読み取れる。これにより、今後の事務の運用で何か変わることはあるのか。

新法律では、明確に亡くなった方に関する個人情報については、対象外とされているが、現行条例では、その部分について明確に記載されていない。

しかし、現行の運用でも、亡くなった方に関する個人情報について、条例が適用される個人情報として取り扱っていないため、現行と法施行後の事務の運用について変更点は無い。

・旧条例で規定されていた「オンライン結合による個人情報提供の制限」が、新条例では規定されていないが、どのようになるのか。

今後は、改正法第69条に規定する「利用及び提供の制限」に基づき、オンライン結合による提供も含め、提供の可否を判断することとなる。

(その他)

特に無し

署名委員

会 長 東 沢 則 之

委 員 河 野 康 之